

奈良県告示第二百十六号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・三・五号大和田紀寺線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市大和田町、石木町、七条西町一丁目、七条西町二丁目、六条西四丁目、六条西五丁目、七条一丁目、七条二丁目、六条一丁目、六条二丁目、六条三丁目、六条町、西ノ京町、柏木町、八条町及び八条五丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から同年十一月六日まで

五 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛とし、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十四年十一月六日までに必着するよう提出すること。